

令和5年度 若年者支援年間行動計画

厚生労働省北海道労働局

区分	事業名等	対象者	事業概要	実施主体
関係会議	1 北海道新卒者等人材確保推進本部員会議	構成機関(事業主団体、労働関係団体、教育関係者、行政関係者)	平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づき、道内の関係機関が緊密に連携し、総力を挙げて新卒者を支援することを目的として、平成22年9月24日に北海道新卒者就職応援本部を設置し、構成機関の支援策を有機的に活用の上、相互に連携・協力を図り、新規学卒者等に対する就職支援に取り組む。	労働局
	2 北海道若年者雇用問題検討会議の開催	経済・労働・学校・NPO等関係者、行政機関	若年者の職業意識形成支援、就職支援等について総合的に検討し、職業能力開発関係機関や教育行政機関等との連携・協力のもと、効果的な施策を展開することを目的に開催する。	労働局
	3 北海道高等学校就職問題検討会議の開催	高校、経済団体、行政機関等	北海道における高校生の求人応募・推薦に係る申合せ等の検討を行う。	労働局 共催：北海道教育庁
	4 新規学卒者職業紹介業務連絡会議の開催	高校、行政機関等	高校、教育行政と連携して、新卒者に係る職業紹介業務が円滑に実施されるよう、高校の進路指導担当者との業務連絡会議を開催する。	新卒応援ハローワーク ハローワーク 共催：各振興局、各教育局

【就職支援関係】

区分	事業名等	対象者	事業概要	実施主体
若年者・フリーター等	1 若年者・フリーターへの支援	若年者・フリーター等	求人情報の提供やきめ細かな職業相談、履歴書等の記載指導、就職支援セミナー、求人開拓、職業紹介、定着支援など、ハローワークが提供する就職支援サービスにより、正規雇用化のための一貫した支援を実施する。	わかものハローワーク ハローワーク
	2 若年者等支援窓口の設置(就職支援ナビゲーター等の配置)	若年者・フリーター等	フリーター、若年失業者に対してきめ細かな職業相談等を通じて把握した個々の課題等に応じた就職支援を実施するため、「札幌わかものハローワーク」及び「わかもの支援窓口」を道内6カ所のハローワークに設置する。	わかものハローワーク ハローワーク
	3 トライアル雇用の実施	未就職卒業生、若年者等	常用雇用への希望があるにも関わらず、職業経験不足等から就職困難な求職者をトライアル雇用した事業主に奨励金(最大3ヵ月)を支給し、常用雇用への移行を促進する。 ●トライアル雇用開始者(35歳未満):27人 ※8月末現在	わかものハローワーク ハローワーク
	4 就職面接会・説明会の開催	若年失業者、新卒者	35歳未満の若者就職希望者とのマッチングに向けた就職面接会・説明会を開催し、就職内定等の促進を図る。(対面方式) ●就職面接会:8月25日開催(新規学卒者就職面接会と兼ねる) 10月29日及び令和6年2月開催予定	労働局・北海道 札幌新卒応援ハローワーク わかものハローワーク
大学等・高校等 共通	1 新卒者への支援	新卒学生・生徒、未就職卒業生、3年以内既卒者及び学校進路指導担当者	担当を決めての個別支援(求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、求人選択、各種応募書類の作成相談、面接指導など)、各種セミナーや企業説明会等への参加勧奨を行う。また、学校・高校と連携を図り、未内定者の把握、早期内定が得られる支援を行う。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	2 求人の確保	経済団体、個別事業所	主に就職支援ナビゲーター等による個別求人開拓のほか、経済団体等に対して訪問又は文書による求人要請を実施する。	労働局 新卒応援ハローワーク ハローワーク 共催：道、教育庁
	3 求人情報の提供	新卒学生・生徒、未就職卒業生、3年以内既卒者及び学校進路指導担当者	大学等：ハローワークで受理した求人情報を新卒応援ハローワーク等の窓口や「ハローワークインターネットサービス」により提供。 高校：ハローワークで受理した求人情報を7月1日から「高卒就職情報WEB提供サービス」により高校へ提供。 ●大卒等求人受理開始：令和5年2月1日、求人公開：5月1日～ 窓口紹介：6月1日～ ●高卒求人受理：令和5年6月1日～、求人公開(WEBサービス)：7月1日～、学校推薦(応募)開始：9月5日～、採用選考及び内定：9月16日～	新卒応援ハローワーク ハローワーク
大卒等	1 学校出張相談等の実施	学生(全年次)、未就職卒業生	大学等と連携して学内において定期的な個別相談や各種セミナー等の就職支援を実施する。また、オンライン相談での実施について学校から要望があった場合には、学校の機材を使用して実施。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	2 就職面接会の開催	新卒学生、未就職卒業生、3年以内既卒者	求人企業と就職希望者とのマッチングに向けた就職面接会を開催し、就職内定等の促進を図る。 ●就職面接会：8月25日開催(若年者等就職面接会と兼ねる) 10月29日及び令和6年2月開催予定	労働局 新卒応援ハローワーク ハローワーク 共催：道、札幌市
高校	1 高校出張相談等の実施	新卒生徒	各高校との連携による、職業講話・出張支援(職業相談・求人選択・面接指導・応募書類添削など)を実施する。 ●出張相談・講話等件数延べ：135回・2,995人	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	2 応募前職場見学の勧奨	新卒生徒	合同企業説明会や求人受付時等を活用し、求人事業所に職場見学の働きかけを行い、受入企業情報を「高卒就職情報WEB提供サービス」により高校に提供する。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	3 就職準備講習の実施	未内定生徒	未内定生徒の就職可能性を高めるため、資質の向上や基礎的実務能力を付与するよう、放課後や冬休み等に学校の施設、設備等を活用して実施する。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	4 企業説明会の実施	生徒(全年次)	学生・生徒等の地元企業への理解促進を図り、地域における就職促進につながるよう、早い段階から地域の産業についての理解、地元企業の実態等について企業担当者から話を聞く場を設ける。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	5 就職面接会の開催	新卒生徒	求人企業と就職希望者とのマッチングに向けた就職面接会を開催し、就職内定等の促進を図る。	労働局 新卒応援ハローワーク ハローワーク 共催：道、札幌市

【職業意識形成支援関係】【早期離職の防止・職場定着支援】

区分	事業名等	対象者	事業概要	実施主体	
共通	1	セミナー・講話等の実施	学生(全年次)・生徒(全年)	学生・生徒等が職業・産業や多様な働き方に関する理解等を深め、将来の進路選択やキャリア形成等に関し主体的に考える契機とするため、安定所職員が学校へ出向く等の方法により、地域の労働市場・労働関係法令の基礎知識の講義・講話、及び就職活動の進め方・ビジネスマナー・面接等への対応策に関する技術指導や、職業レディネステスト・一般職業適性検査等を実施する。	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	2	就職ガイダンスの実施	生徒(2～3年生)	就職に関する動機付けや適職選択、地域の労働市場の理解、コミュニケーション能力など基礎的素養の向上、面接体験など、民間企業等に委託して実施する。	厚生労働省委託事業
	3	保護者・教諭に対する職業意識形成	保護者、進路指導担当者	学生・生徒等の身近な勤労者である、保護者・教諭が学生・生徒等の職業意識形成に与える影響は非常に大きいものであることから、保護者に対しては啓発文の発送等、教諭に対しては雇用情勢等に関する情報交換会の開催等を実施する。 ●学校を通じて、保護者向け啓発文を12月に送付(大学等・高校)	労働局 新卒応援ハローワーク ハローワーク
	4	求人確保	経済団体、個別事業所	主に就職支援ナビゲーター等による個別求人開拓のほか、経済団体等に対して訪問又は文書による求人要請を実施する。 ●札幌地域及び各ハローワーク地域において経済団体等に対する求人要請行動 ●就職支援ナビゲーターによる求人開拓	労働局 新卒応援ハローワーク ハローワーク 共催:道、教育庁
	5	職場見学への協力	進路指導担当者、個別事業所	学生・生徒等の職業理解や企業理解を促進するため、学校と連携し、職場見学に協力する事業所等との日程調整や、協力事業所の開拓を実施する。(※上記より再掲)	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	6	企業説明会の実施	学生・生徒	学生・生徒等の地元企業への理解促進を図り、地域における就職促進につながるよう、早い段階から地域の産業についての理解、地元企業の実態等について企業担当者から話を聞く場を設ける。(※上記より再掲)	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	7	内定者を対象にした講話・セミナーの実施	就職内定者(学生・生徒)	内定者を対象に、ビジネスマナーの付与実演、円滑に職場でのコミュニケーションを図るためのグループワーク、就職に当たっての心構えに関する等、社会人になること意識付けを行うことにより、入職時における不安解消、早期離職を図る	新卒応援ハローワーク ハローワーク
	8	就職後の職場定着支援	ハローワークの支援による就職した学生・生徒・若年者等	「しごと応援カード」等を活用して、就職後もハローワークで相談できることについて周知するとともに、在職者相談窓口の設置、定着状況の把握、電話・訪問等によるフォローアップ、セミナーの実施等により職場定着を支援する。また、企業に対しても若者が働きやすい職場環境の整備の理解を求める。	札幌わかものハローワーク 札幌新卒応援ハローワーク ハローワーク

【その他の事業】

区分	事業名等	対象者	事業概要	実施主体	
共通	1	【若者雇用促進法】 ・ユースエール認定制度促進	生徒・学生・若年者等	若者の採用・育成に取り組み、一定の要件を満たした中小企業を認定し重点的なマッチングや助成措置を講じ、就職支援の強化を図る。	わかものハローワーク 新卒応援ハローワーク ハローワーク
	2	若者の応募機会拡大等に係る周知、助言・指導の実施	若年者等	若者の応募機会の拡大等について、事業主への周知・啓発、求人受理時等における助言・指導を実施するとともに、若者の応募機会の拡大等に取り組もうとする事業主に対する相談等を実施し、年長フリーターをはじめとする若者の正規雇用化の促進等を図る。	労働局 ハローワーク
	3	職業能力形成システム(通称:ジョブカード制度)	若年者等、子育て終了後の女性、母子家庭の母等	職業能力形成機会に恵まれなかった方を対象に、職業訓練、教育プログラムを受け、その能力を向上させ、安定的な雇用を促進する制度。	高齢・障害・求職者支援機構 労働局 ハローワーク
	4	離学者に対する就労支援(支援一覧リーフレットの作成)	学校中退者、未就職卒業生、非正規就職者	離学者に雇用・職業能力開発・就学などの必要な情報を適切に届けることにより、フリーター化の防止、フリーター等になった者への正規雇用化支援につなげる。	労働局 札幌新卒応援ハローワーク ハローワーク
	5	「北海道わかもの就職応援センター(みらいっぽ)の運営	生徒・学生・若年者等	北海道及び北海道労働局との雇用対策協定により設置する一体的施設(通称みらいっぽ:ジョブカフェ北海道、札幌わかものハローワーク及び札幌新卒応援ハローワーク)において、新卒者を含む若年者の就職支援を実施する。 ●リーフレット、労働局及び各施設HPIにて周知を行う。	労働局・北海道 札幌わかものハローワーク 札幌新卒応援ハローワーク ジョブカフェ北海道
	6	若年者地域連携事業	主に新卒学生、生徒、若年者等	企業説明会、企業見学会、高校生等を対象としたセミナー、ネットカウンセリング、UIJターン就職に係る支援、高校生等に対する入職前事前講習会、地元大学生等を対象としたセミナーをジョブカフェ内等で実施。就職に繋がる事業を実施するほか、企業向け労務管理セミナーを令和5年度事業に加える。	労働局 ※民間団体等委託事業
	7	地域若者サポートステーション事業	若年者等	若年無業者等や就職氷河期世代の不安定就労者等の職業的自立や正社員化に向けた支援のため、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援に係る相談を軸に、個別的、継続的に支援を行う。 北海道におけるサポートステーションは、札幌、江別(「江別・岩見沢サテライト」)、旭川、釧路、函館、苫小牧、登別(サテライト)、北見及び帯広の9地域で運営。サポートステーションと地域のハローワークが連携し、相互の基本業務や支援状況について共有化等を図り、求職者の個々の課題等に応じたきめ細かな支援を実施。また、北海道の主催で若年者支援機関によるネットワーク連絡会議を設置している。	労働局 ※民間団体等委託事業